

2007年(平成19年)3月7日

金融庁 監督局長 佐藤隆文 殿  
総務省 郵政行政局長 須田和博 殿

大阪弁護士会  
会長 小寺一矢

## 取引履歴の手数料に関する要請書

謹啓 時下益々のご清祥のこととお慶び申しあげます。

標記の件につきましては、以下のとおり要請いたしますので、貴庁(省)におかれましては、本要請書の趣旨をご理解のうえ、速やかに相応の処置を講じられますよう、お願い申しあげます。

謹白

### 第1 要請の趣旨

預貯金者から取引明細の開示を求められた場合の手数料について、申立時から過去1年分に限っては無料とする取り扱いを徹底するように金融機関に対し指導下さるよう要請致します。

### 第2 要請の理由

#### 1 自己破産、個人再生の申立てに関する裁判所の取り扱い

現在、大阪地方裁判所において、自己破産、個人再生を申し立てる場合、預貯金について、申立人名義の通帳すべてについて過去1年内の取引部分の写しの提出が要求されています。そして、その過去1年分について一括記帳があったり、通帳の紛失があった場合には、金融機関からその間の取引明細を取り寄せ、裁判所に提出する必要があります。

なお、別紙1のとおり、高裁所在地の地方裁判所、近畿管内の裁判所においても大阪地方裁判所と同様の取り扱いがなされているとの調査結果が出ております。したがいまして、全国的にも大阪地方裁判所と同様の取り扱いがなされているものであります。

#### 2 手数料の実態

当会において、各金融機関における取引明細の開示手数料を調査したところ、別紙2のとおり、1年間の取引明細を取り寄せる場合に、最大6300円を要する金融機関があります。しかし、裁判所からの要請ということで無料の金融機関が相当数、存在します。

#### 3 一括記帳について

一括記帳については、金融機関自身の便宜のためであることから、その一括記帳部分の取引明細の開示について、預貯金者が費用負担をすることは、不合理です。

#### 4 申請者の経済的状況

金融機関に対し、自己の預貯金通帳の取引明細の開示を申請する者のほとんどは、自己破産や個人再生の法的な債務整理を余儀なくされた者です。したがって、申請者

のほとんどは経済的に困窮した者であり、これらの者に対し、過度の経済的な負担を課すことは回避されなければならないと思われます。

## 5　まとめ

上記調査の結果、取引明細の開示について手数料を徴収していない金融機関が相当数存在することから、金融機関にとって取引履歴の手数料を無料とする扱いは、無理を強いるものではありません。

そこで、預貯金者から取引明細の開示を求められた場合に過去1年分の取引明細の開示にあたっては、その手数料を無料にするよう徹底して指導いただくよう要請するものです。

以上